



セクシュアル・ハラスメントを 許さない学校に

他人のからだや性のことを言ったり、からだを触ったりしていやな思いをさせることをセクシュアル・ハラスメントといいます。

- ・だれかに、いやなことを言われて困っていませんか
 - ・だれかに、いやなことをされて困っていませんか
 - ・だれかに、さわられていやな気持ちになったことはありませんか
- 悩まずだれかに相談しましょう。

たとえば

A先生は、勉強を教えるために、Bさんを放課後、一人残しました。A先生は、教えるときに、いつも体に触れるので、いやな気持ちになっていました。

Bさんは、A先生に会うのが恐くて、勉強に集中できなくなりました。

たとえば

A先生は、そうじ当番をさぼっている女子に「女子のくせに、そうじをちゃんとしなさい」と注意します。

また、ケガをして、泣いている男子に「男のくせに泣くな」といいます。どうして、A先生は「男はこうだ」、「女はこうしろ」といつも言うのかな。

たとえば

A先生は、女子に対して、「太ったな」や、「足がきれい」と体のことを、よく言います。今日も、A先生は、「大きいなあ」と言ったので、Bさんは、学校へ行くのがいやになってきました。

いつでも なんでも 気軽に 話してね
秘密は絶対にまもります。

大阪府教育委員会「すこやか教育相談」

電話 06 - 6607 - 7361

ファックス 06 - 6607 - 9826

Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

スクール・セクシュアルハラスメントの相談

は同性の専門相談員が応じます。

子ども家庭相談室

(「被害者救済システム」民間支援機関)

電話 06 - 6577 - 1001

電話受付時間 月・火・木(祝日を除く)

10:00~20:00